

社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会
指定訪問介護事業所・指定居宅介護支援事業所
【サービス提供時間】 及び 【利用料金】

(令和7年4月1日)

《介護保険》

(サービスの利用料金)

(要介護1～5)

区 分		特定事業所加算Ⅱ 単位数	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体 介護	20分以上30分未満	268単位	268円	536円	804円
	30分以上1時間未満	426単位	426円	852円	1,278円
	1時間以上1時間 30分未満	624単位	624円	1,248円	1,872円
	1時間30分以上 2時間未満	714単位	714円	1,428円	2,142円
生活 援助	20分以上45分未満	197単位	197円	394円	591円
	45分以上	242単位	242円	484円	726円

○早朝加算・夜間加算

基本料金に対して、早朝（午前6時から午前8時）・夜間（午後6時から午後10時）にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

○深夜加算

基本料金に対して、深夜（午後10時から午前6時）にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

○特定事業所加算Ⅱ

当指定訪問介護事業所は厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

○緊急時訪問介護加算

- ・居宅サービス計画に位置付けられていない場合
- ・身体介護中心である場合（「生活援助」のみは対象外）

- ・利用者又はその家族等から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合
- ・介護支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

1回の要請に対して・・・・・・・・	1割	2割	3割
	100円	200円	300円

○初回訪問加算

- ・新規に訪問介護計画を作成する場合
- ・介護予防サービスを利用していた要支援者が、要介護者の認定を受けて介護保険サービスを利用することになった場合(要介護の方が要支援になった場合)
- ・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していない場合

※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行なう場合、又は、他の訪問介護員などが訪問を行なう際に同行することが算定要件

初回または初回の属する月のみ・・・・・・・・	1割	2割	3割
	200円	400円	600円

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数の24.5%

《介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業》

(サービスの利用料金)

(要支援1～2)

算定項目			単位数	利用者負担額		
				1割	2割	3割
介護 予防 訪問 事業	標準的なサービス	要支援1・2	287/回	287/回	574/回	861/回
	20分～45分の生活援助	要支援1・2	179/回	179/回	358/回	537/回
	45分以上の生活援助	要支援1・2	220/回	220/回	440/回	660/回

○初回訪問加算

- ・新規に介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業計画を作成する場合
- ・介護予防サービスを利用していた要支援者が、要介護者の認定を受けて介護保険サービスを利用することになった場合(要介護の方が要支援になった場合)
- ・過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していない場合

※初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合、又は、他の訪問介護員などが訪問を行なう際に同行することが算定要件

初回または初回の属する月のみ	1割	2割	3割
	200円	400円	600円

○生活機能向上連携加算

訪問介護事業者が訪問又は通所リハビリテーションの理学療法士と連携をとった月から 3 カ月間	1 割	2 割	3 割
	1 0 0 円	2 0 0 円	3 0 0 円

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数の 2 4 . 5 %

○キャンセル料

利用者の都合により、訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービス利用予定日の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、状態の急変等、やむを得ず緊急の場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・無 料
- ・利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・5 0 0 円
- ・利用予定日の当日、訪問後に中止になった場合・・・・・・・・7 0 0 円

《障がい福祉サービス事業》

（サービスの利用料金）

（区分 1 ～ 6 ）

		利用料	利用者負担額
身体介護	3 0 分未満	2 , 5 6 0 円	2 5 6 円
	3 0 分以上 1 時間未満	4 , 0 4 0 円	4 0 4 円
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	5 , 8 7 0 円	5 8 7 円
	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	6 , 6 9 0 円	6 6 9 円
	2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	7 , 5 4 0 円	7 5 4 円
	2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	8 , 3 7 0 円	8 3 7 円
	3 時間以上	9 , 2 1 0 円	9 2 1 円
		3 0 分増すごとに 8 3 0 円加算	3 0 分増すごとに 8 3 円加算

通院等介護 (身体介護を伴う)	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
		30分増すごとに 830円加算	30分増すごとに 83円加算
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
		15分増すごとに 350円加算	15分増すごとに 35円加算
(身体介護を伴わない) 通院等介護	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円	345円
		30分増すごとに 690円加算	30分増すごとに 69円加算
同行援護基本	30分未満	1,910円	191円
	30分以上1時間未満	3,020円	302円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
	1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
	2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
	2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
	3時間以上	6,970円	697円
		30分増すごとに 660円加算	30分増すごとに 66円加算
重度訪問介護	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上	8,210円	821円
		30分増すごとに 850円加算	30分増すごとに 85円加算

○早朝加算・夜間加算

基本料金に対して、早朝（午前 6 時から午前 8 時）・夜間（午後 6 時から午後 10 時）にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途 25 %の料金が加算されます。

○深夜加算

基本料金に対して、深夜（午後 10 時から午前 6 時）にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途 50 %の料金が加算されます。

○特定事業所加算Ⅱ

当指定居宅介護事業所は厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用 1 回につき別途 10 %が料金に加算されます。

○特別地域加算

所定単位数の 15.0 %

○初回加算

200 単位/月

- ・ 初回に実施した居宅介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護を行なう場合又は、他の訪問介護員等が訪問を行なう際に同行し、新規に居宅介護計画を作成する場合
- ・ 過去 2 か月に、当該居宅訪問介護事業所の利用がない場合、新規に居宅介護計画を作成する場合

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

居宅介護、同行援護	所定単位数の 41.7 %
重度訪問介護	所定単位数の 34.3 %

○キャンセル料

利用者の都合により、訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービス利用予定日の前日までにお申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、状態の急変等、やむを得ず緊急の場合はこの限りではありません。

- ・ 利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・無料
- ・ 利用予定日の当日の訪問前に申し出があった場合・・・・・・・・500 円
- ・ 利用予定日の当日、訪問後に中止になった場合・・・・・・・・700 円

《保険外（全額自己負担）》

・介護保険・障がい福祉サービス給付対象とならないサービス

（入院中や入退院のお世話、旅行やイベントの付き添い、通院時の病院内の付き添い、散歩や趣味のための外出、手の届く範囲のガラス拭き、室内鉢物の水やり、仏壇や神棚の供え物を買う、手の届く範囲の仏壇や神棚に供え物、お墓参りや冠婚葬祭などの付き添い、家族が不在時の見守りや話し相手、電球の交換、定期的に訪問して体調確認を行うなど。）

- ・介護保険を申請中の方
- ・介護保険限度額を超過した場合の支援

(利 用 料 金)

1 分 以 上 1 5 分 未 満 (基 本 料 金)	7 0 0 円
身体介護、生活介護 同料金	*以降は15分単位：700円で延長利用が可能 (事前にお申し出ください)

(早朝・夜間、日曜・祝日 利用料金)

	平 日	日曜・祝日
通 常 提 供 時 間 (午前8時から午後6時)	7 0 0 円	8 7 5 円 基本料金の25%増し
早 朝 (午前6時から午前8時)	8 7 5 円 基本料金の25%増し	1, 0 5 0 円 基本料金の50%増し
夜 間 (午後6時から午後10時)	8 7 5 円 基本料金の25%増し	1, 0 5 0 円 基本料金の50%増し
深 夜 (午後10時から午前6時)	サービスの提供を行っていません	サービスの提供を行っていません

- ※ 同日に利用があった場合は、時間を合算します。
- ※ 自宅までの交通費は利用料金に含まれますが、自宅外の交通費（公共交通機関）・家庭外支援交通費（1km50円）は利用者様負担となります。
- ※ ヘルパーの車に同乗することはできません。

この他、ご不明な点がございましたら、岩見沢市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所まで、お問い合わせください。

〒068-0031

岩見沢市11条西3丁目1番地9 岩見沢広域総合福祉センター内

電 話 0126-25-6229

FAX 0126-22-2752